

議案第 7 号

嘉麻市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提出

嘉麻市長 赤 間 幸 弘

提案理由

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与するため、提案するものである。

嘉麻市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則等(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程を含む。)をいう。
- (2) 市の機関等 法第2編第6章及び第7章に基づき設置される議会及び市の執行機関若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって法律若しくは法律に基づく命令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの又は法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(情報システムの整備等)

第3条 市は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関等の情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第

27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料及び手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料及び手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第7条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- (適用除外)

第8条 次に掲げる手続等については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子申請処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号 参考

嘉麻市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、嘉麻市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 5 年嘉麻市条例第●●号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、条例で使用する用語の例によるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市の機関等のうち、市長若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子証明書 次に掲げるもの（市長等が市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書

イ 法第 8 条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）第 4 条第 1 号に規定する電子証明書をいう。）

ウ 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

エ その他市長等が別に定めるもの

(申請等に係る電子情報処理組織を使用する方法)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項に規定する規則で定める電子情報処理組織を使用する方法は、市長等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、市長等が別に指定するシステムを用いるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、市長等が別に定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他市長等が別に定める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、市長等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項(記載されている事項を含む。以下同じ。)を同項の電子計算機から入力しなければならない。

3 前2項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

4 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。)について、第1項及び第2項の規定により、当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

5 市長等は、第1項及び第2項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、市長等の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

6 条例第4条第4項の規則で定める措置は、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第3項ただし書の措置とする。

(情報通信技術による使用料及び手数料の納付)

第5条 条例第4条第5項に規定する規則で定めるものは、前条第1項及び第2項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難

又は著しく不適切と認められる部分がある場合)

第6条 条例第4条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織を使用する方法)

第7条 条例第5条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織を使用する方法は、市長等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、市長等が別に指定するシステムを用いるものとする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第8条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 前条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等が別に定めるところによる届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が別に定める方式

3 条例第5条第4項に規定する規則で定める措置は、電子署名とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合)

第9条 条例第5条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合

とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合
(電磁記録による縦覧等)

第10条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第11条 市長等は、条例第7条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第7条第3項の規定により規則で定める措置は、電子署名とする。
(適用除外)

第12条 条例第8条第1号に規定する規則で定める手続等は、次に掲げる手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると市長等が認める手続等
- (2) 申請等に係る書面等のうち、その原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める手続等
- (3) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要がある手続等
- (4) 処分通知等に係る書面等を携帯し、又は提示する必要がある手続等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長等が認める手続等

(添付書面等の省略)

第 1 3 条 条例第 9 条に規定する規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 2 7 号）第 5 条の表の上欄に掲げる書面等とし、同条の市の機関等が定める措置は、当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

(補則)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

嘉麻市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
(参考資料)

令和6年2月
嘉麻市 デジタル戦略課

嘉麻市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 概要

1. 条例制定の背景・目的

【背景】

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(通称: デジタル行政推進法)において、「地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

【目的】

行政手続きの利便性の向上のため、本市の条例や市の機関が定める規則等に基づく申請、届出その他の手続等に関し、従来の書面等による手続きに加えて、デジタル技術を利用する方法(オンライン申請等)を可能とする。

- ◎書面による手続きを全てオンライン化するのではなく、オンラインによる手続等もあわせて可能とすることで、市民の利便性を向上させる。
- ◎実際の運用にあたっては、情報システムの整備、電子署名の取り扱い等の関係例規の整備や国県の関係法令との整合等の確認を行い、オンライン化できる手続きを整理し、実施していく。

2. 条例の体系(概要)

手続毎に個別の条例を改正した場合、改正手続が煩瑣になること、また将来にわたり条例改正作業が必要となることから各手続に共通する事項を定めることにより(通則方式)、行政のデジタル化に関する必要な法制上の対応を行う。

目的（第1条） 行政手続きを「情報通信技術を利用する方法」で可能とし、市民生活の向上を目的とする。	電子情報処理組織による処分通知等（第5条） 各条例等で書面で行う処分通知等をオンラインでも可能とする。（但し、本人が同意した場合のみ）	添付書面等の省略（第9条） 行政機関の情報連携等により入手・参照できる情報に関しては添付を不要とする。
定義（第2条）	電磁的記録による縦覧等（第6条） 各条例等で書面で行う縦覧等をオンラインでも可能とする。	情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表（第10条） オンライン化される手続き等の告示について
情報システムの整備等（第3条） デジタル化のための情報システムの整備に関すること。	電磁的記録による作成等（第7条） 各条例等で書面で作成を行うとされる台帳や登録簿等のデジタル保存でも可能とする。	委任（第11条）
電子情報処理組織による申請等（第4条） 各条例等で書面で行うこととされている申請等をオンラインでも可能とする。 署名が必要な手続きは電子署名で代替可能とする。 窓口で手数料等の支払いについては電子納付（キャッシュレス決済）を可能とする。	適用除外（第8条） オンライン化、デジタル化に適さない事由がある手続きについては、本条例の適用外とする。	